

第10回東アジア倒産再建シンポジウム 日本における裁判手続・倒産手続のIT化

日本大学法学部
准教授 杉本 純子
Junko Sugimoto
sugimoto.junko@nihon-u.ac.jp

世界からみた日本の裁判手続の現状

世界銀行”Doing Business”からみた日本

- 「日本再興戦略 -Japan is Back-」(2013年)以降、成長戦略のKPI「2020年までに世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、先進国(OECD加盟35か国)で3位以内を目指す」としているが、日本の順位は年々低下。
- 同ランキング(“Doing Business”)は、世界銀行が毎年発表する、世界190ヶ国を対象とし、事業活動規制に係る10分野を選定し、順位付けしたもの。
- 各分野において、スタンダードケースシナリオ(国内の中小企業が、国内最大の経済規模を持つ都市において、事業活動を行う場合を想定)を設定し、所要日数、必要コスト等の各項目を横並びで比較。

世界銀行“Doing Business”2018における日本のランキング

OECD順位

24位/35位

世界順位

51位/190位

日本の契約執行（裁判手続）
の項目は、低い評価

契約執行「裁判手続の質の指標」

事件管理

- ✓ 時間的基準(法的基準の有無、3つ以上の基準の定めの有無、基準の遵守)
- ✓ 滞留案件(件数の制限、例外的な場合への制限、制限の遵守)
- ✓ 裁判前協議手続の有無、
- ✓ 裁判官用電子案件管理ツールの有無
- ✓ 弁護士用電子案件管理ツールの有無

裁判の自動化

- ✓ 電子的手段による申立て
- ✓ 電子的手段による訴状送達、
- ✓ 電子的手段による裁判費用の支払い
- ✓ 判決の公開(全件又は上級裁判所判決の公開)

未来投資戦略 2017

Society 5.0の実現に向けた改革

- 迅速かつ効率的な裁判の実現を図るため、諸外国の状況も踏まえ、裁判における手続保障や情報セキュリティ面を含む総合的な観点から、関係機関等の協力を得て利用者目線で裁判に係る手続等のIT化を推進する方策について速やかに検討し、本年度中に結論を得る。

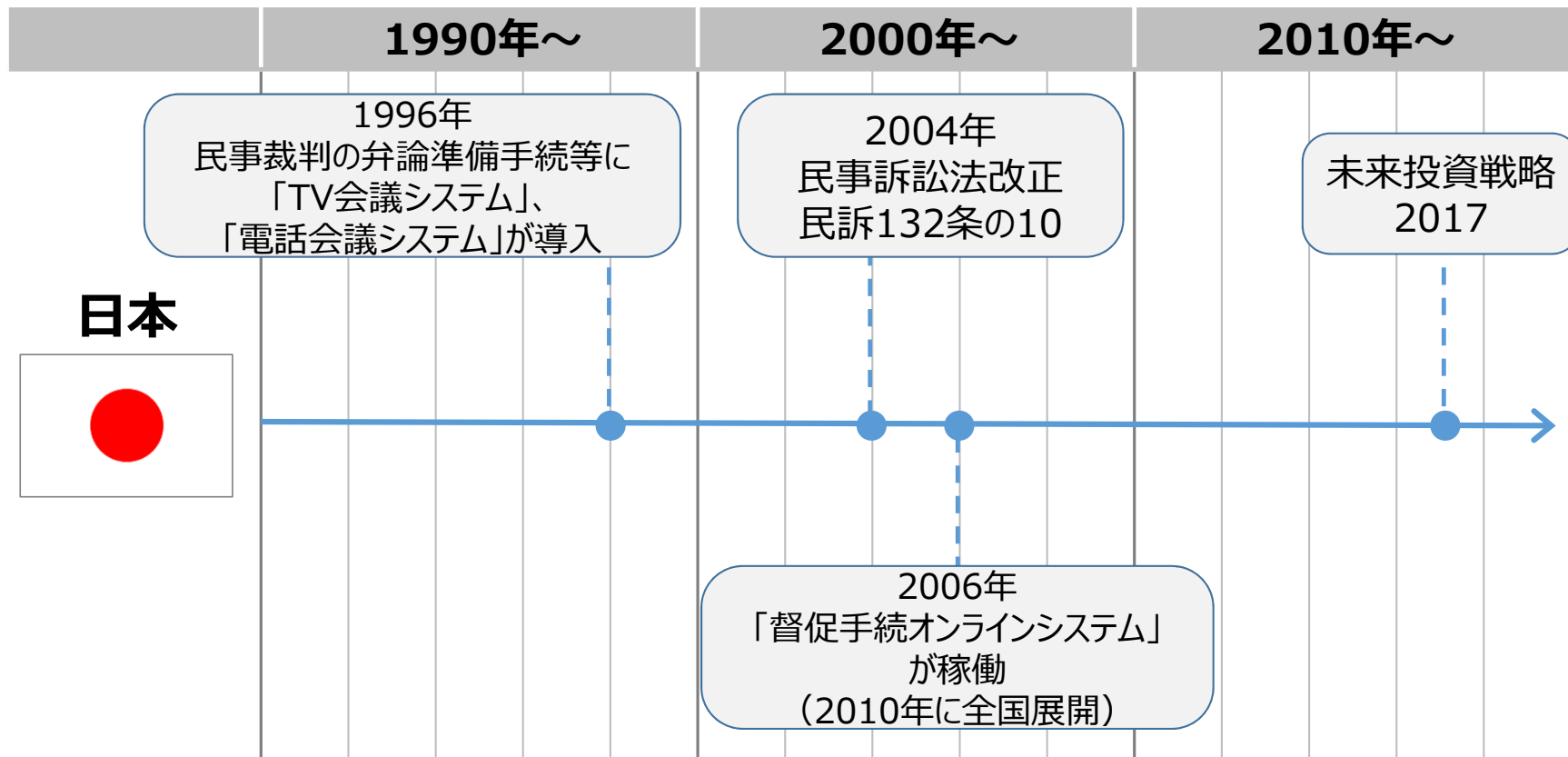
「未来投資戦略2017（具体的施策）」P112

日本における裁判手続のIT化への着手

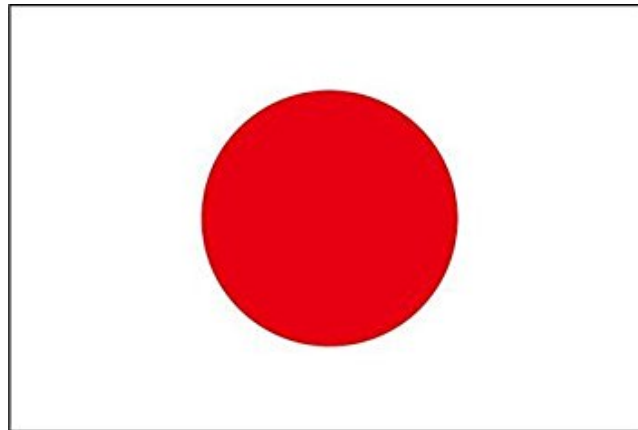
- 内閣官房日本経済再生総合事務局に裁判手続等のIT化検討会発足。
- 平成29年10月30日～平成30年3月30日まで合計8回の検討会実施。
- 検討会議事要旨等
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/saiban/index.html>
- 平成30年3月30日検討結果公表
「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめー「3つのe」の実現に向けてー」
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/saiban/pdf/report.pdf>

日本の裁判手続のIT化に対するこれまでの取り組み

- 2004年11月に司法制度改革推進本部が解散し10数年が経過。2004年にオンライン化の法律改正。札幌地裁において、民事訴訟における一部の申立て等についてオンライン申立てシステムを試行運用（2009年3月運用停止）。
- 督促手続オンラインシステム（2006年導入）



日本における裁判手続のIT化に向けて 「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ」概要



基本的な方向性

国民の
司法アクセス
の向上

裁判手続の
迅速化・
充実化

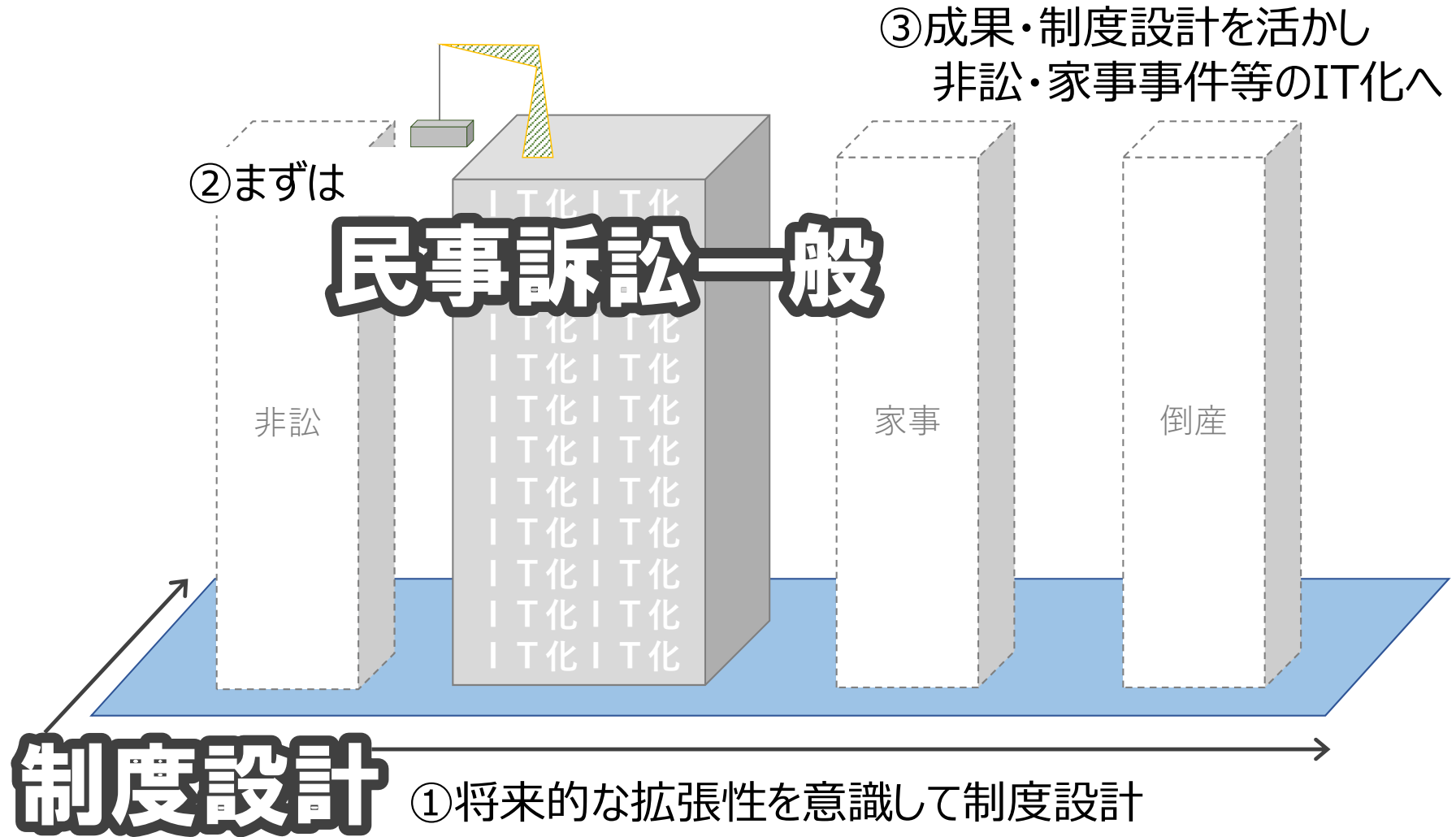
裁判に関わる
事務負担の
合理化

紛争解決イン
フラの国際
競争力強化

現行法の枠を超えて、訴えの提起・
申立てからその後の手続に至るまで、
基本的に紙媒体の存在を念頭に置かない
I T化への抜本的対応が必要

- ・利用者目線に立ち、訴訟記録の全面的な電子化を前提とする「裁判手続等の全面 I T化」を目指す
- ・民事裁判の基本原理を実質的観点から再検証
- ・裁判所を始めとする関係者の業務効率の向上
- ・民事訴訟のプラクティス全体の在り方を見据えた検討

基本的な方向性



裁判手続のIT化における3つのe



e提出 (e-Filing)

- ・主張・証拠をオンライン提出に一本化
- ・手数料の電子納付・電子決済
- ・訴訟記録を電子記録に一本化

e事件管理 (e-Case Management)

- ・主張・証拠への随時オンラインアクセス
- ・裁判期日をオンラインで調整
- ・本人・代理人が期日の進捗・進行計画を確認

e法廷 (e-Court)

- ・ウェブ会議・テレビ会議の導入・拡大
- ・口頭弁論期日（第1回期日等）の見直し
- ・争点整理段階におけるITツールの活用

e提出

e-Filing

- 主張・証拠をオンライン提出に一本化
- 手数料の電子納付・電子決済
- 郵便切手に関する現行の取扱いの見直し
- 訴訟記録を電子記録に一本化
- 訴状や判決書の送達、答弁書その他の準備書面のやり取りの電子化

裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ e提出(e-filing)

- 24時間365日利用可能な、電子情報によるオンライン提出へ極力移行し一本化する方向へ。
- オンラインでの訴え提起(紙媒体で作成されたものの電子化含む)に移行する方向性が相当。
- アクセス方法としては、裁判所の専用システムへのアップロードなど様々な方法を今後検討。
- 提訴手数料の支払について、オンラインでの納付の実現が望ましい。
- 訴状や判決書の送達について、訴訟記録の電子化に即した送達の在り方の検討が相当。
⇔ 電子記録と紙媒体との併存を極力避ける方向で、電子送達の可能性を検討。
- 準備書面等の提出あるいはやり取りについても、オンラインでの迅速かつ効率的な方策を。
- 第三者から情報が提出される場合(文書送付嘱託や調査嘱託等)の対応も、ITツールを活用しながら迅速かつ効率的に行う方策を。

参照:「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ」7～10頁

e事件管理

e-Case Management

- 主張・証拠への随時オンラインアクセス
- 裁判期日をオンラインで調整
- 本人・代理人が期日の進捗・進行計画を確認

裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ e事件管理（e-Case Management）

- 訴訟当事者が、随時かつ容易に、訴状・答弁書その他準備書面や証拠等の電子情報にオンラインでアクセスすることが可能となり、期日の進捗状況等も確認できる仕組みの構築が望ましい。
- 訴訟記録である電子情報に直接アクセスできるのは、訴訟当事者本人とその代理人又は関係者に限るのが相当。
- オンラインで提出した訴状が裁判所で受理された旨を確実かつ容易に確認できる仕組みが必要。
- 当事者双方と裁判所がオンラインで期日の予定等を含む進行予定を調整していくような仕組みが有用。
- 争点整理期日で確認された進行計画やプロセスをオンラインで容易に確認し共有できる仕組みが有用。

参照:「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ」10～11頁

e 法廷

e-Court

- ウェブ会議・テレビ会議の導入・拡大
- 口頭弁論期日(第1回期日等)の見直し
- 争点整理段階におけるITツールの活用

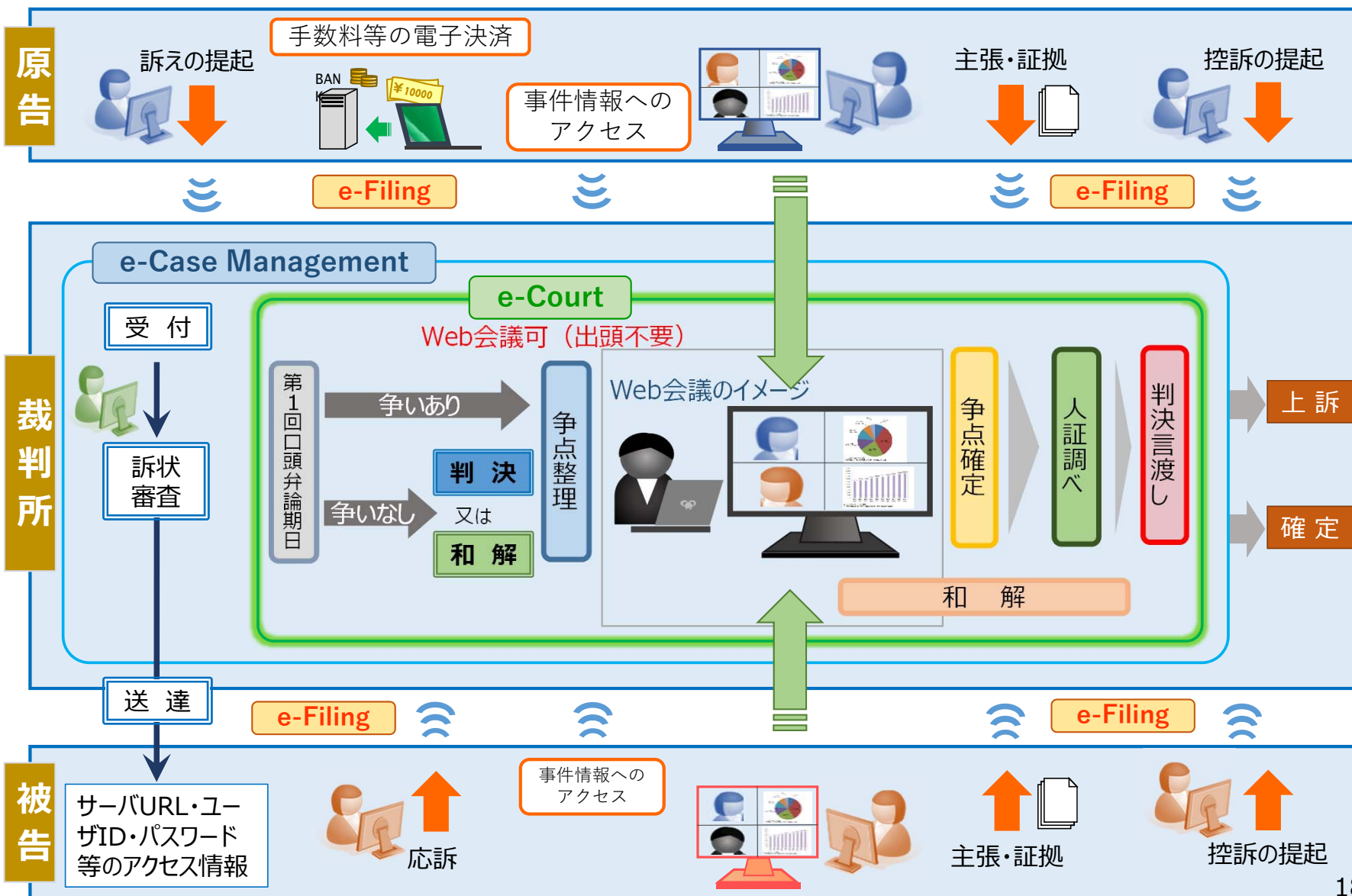
裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ e法廷 (e-Court)

- 当事者等の裁判所への出頭の時間的・経済的負担を軽減するため、民事訴訟手続の全体を通じて、当事者の一方又は双方によるテレビ会議やウェブ会議の活用を大幅に拡大するのが望ましい。
- テレビ会議やウェブ会議は、例えば最寄りの裁判所や代理人の弁護士事務所等に所在して対応することが可能ではないか。
- 各期日に裁判所への出頭を希望する当事者等には、従前と同様の機会を保障する。
- テレビ会議やウェブ会議の活用によって、従来から指摘されてきた当事者の遠方の裁判所への出頭の負担や期日調整の困難さの軽減につながるのではないか。
- 争点整理手続においては、特にテレビ会議やウェブ会議・ITツールの活用等を通じて、より効率的で充実した争点整理の実現が望ましく、その早期実現が期待される。

参照:「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ」11～15頁

全面的にIT化された後の民事訴訟手続のイメージ

最高裁提出資料抜粋



「3つのe」の実現に向けたアプローチとプロセス

2018年7月24日より、民事裁判手続等IT化研究会開始

検討・
準備

《フェーズ1》

現行法の下でのウェブ会議・テレビ会議等の運用

e法廷

検討・
準備

《フェーズ2》

新法に基づく弁論・争点整理等の運用

e法廷

検討・準備

《フェーズ3》

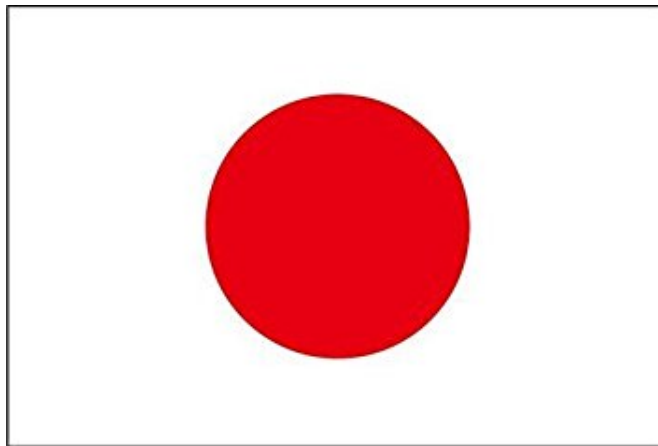
オンラインでの申立て等の運用

e提出

e事件管理



日本における倒産手続のIT化実現に向けて



倒産手続のIT化に対する取組み 日弁連「倒産法改正に関する提言」(2014年)

1 文書等の閲覧の適切化

(1) 提言の趣旨

破産法・民事再生法・会社更生法において、利害関係人に対する適切な情報開示を実現すべく、次のとおり改正すべきである。

- ① 事件の文書等について、債権者の信用及び個人情報の保護の観点からの閲覧等の制限その他の対応を可能とする。
- ② 事件に関する文書等(閲覧等制限されるものを除く。)について利害関係人が容易にアクセスできるようにする。

倒産手続のIT化に対する取組み 日弁連「倒産法改正に関する提言」(2014年)

2 電磁的記録の利用

(1) 提言の趣旨

破産法・民事再生法・会社更生法(又はそれらの規則)において、手続開始の申立書の添付書類について、文書の量が膨大な場合その他「裁判所において相当と認める場合」であることを要件として、書面に代えて電磁的記録での提出を認めるものと改正すべきである。

実務における倒産手続のIT化事例

株式会社武富士会社更生手続(2010年)

- 消費者金融業
- 2010年9月 会社更生手続開始申立て
- 2010年10月 会社更生手続開始決定
- 更生債権者(過払金返還請求権者)約90万人
- 独自のシステムを構築し、債権届出・債権調査・弁済までシステムを利用して実施。

実務における倒産手続のIT化事例

株式会社MTGOX破産・民事再生手続(2014年～)

- ビットコイン交換所
- 2014年2月 民事再生手続開始申立て→申立て棄却
- 2014年4月 破産手続開始決定
- 2017年11月 一部の債権者による民事再生手続開始申立て
- 2018年6月 民事再生手続開始決定
- オンラインでの債権届出用システムを構築。
- 2018年8月23日より、再生債権届出用システムの利用開始。

「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ」 倒産手続のIT化に関する提案

倒産手続については、債権者が多く、債権調査や通知の事務量・コストが膨大となる場合があります。IT化による債権者や管財人等の負担軽減や弁済原資の確保に資することが期待されることから、民事訴訟全般のIT化の検討結果を待たずに、現行法下でのプラクティスの在り方を基本とするIT技術の活用について検討を進めることも選択肢の一つである。

「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ」6頁

倒産手続におけるIT化（例）

参考資料

